

## 「和解案提示理由補充書」についての町長コメント

東電のADR和解案拒否回答を受けて、仲介委員から和解案提示理由補充書が提示された。

この中では、仲介委員が現地調査や提出した資料から浪江町と浪江町民の現状をよく理解し、多くの陳述書や子どもたちの声などを真摯に検討し、申立人に最低限共通する損害について和解案を提示したことが丁寧に説明されている。

特に、仲介委員が直接事情を聴いた意見陳述者7名の訴えから、避難生活の苦痛、家族や地域がバラバラになって元に戻らない辛さ、現在・将来に対する先の見えない不安を一つ一つ丁寧に取り上げて触れており、申立人ごとの個別事情を考慮していないとの東電の拒否理由は全く当たらない。

和解案は、個別事情に基づき申立人の誰もが共通して抱える苦痛や不安について認めたものであり、中間指針などと矛盾するものではなく、東電の拒否には何ら理由が無いことが「補充書」によって深く理解できる。

東電は「補充書」を真摯に受け止め、和解案拒否の理由が無いことを速やかに認め、「和解仲介案」の尊重の誓約に従い直ちに和解案を受諾すべきである。

平成26年8月26日

浪江町長 馬場 有